

いじめ防止授業 Q&A

流山市内全ての小中学校を訪問し、いじめ防止授業を行いました。皆さんからいただいた質問への回答を、ここにまとめました。

Q. いじめはダメだという法律はいつできたのですか？また、何条まであるんですか？

いじめ防止対策推進法は、平成23年（2011年）に中学生がいじめにより自ら命を絶った事件をきっかけに、平成25年（2013年）に制定されました。主に、学校や先生が行ういじめを防ぐための取り組みや、いじめが起きた時の対処を定めた法律で、第35条まであります。もっと詳しいことが知りたい人は、下に紹介している本をぜひ読んでみてください。

『いじめ防止法こどもガイドブック』（子ども未来社）著者：佐藤香代 他2名

『こども六法 第2版』（弘文堂）著者：山崎聰一郎

Q. いじめをうけたとき、先生ではなく、家族に相談してもいいのですか？

先生に相談しづらいときは、誰に相談してもかまいません。ですが、いじめは先生方の協力を得ないと解決が難しいこともあります。どうするのがいいか、保護者の方とよく話し合ってみてください。

Q. 他の人から見たらひどいと思うことでも、本人が苦痛を感じていなければいじめになりませんか？陰口は本人が知らなかつたら苦痛を感じていないから、いじめにはなりませんか？

たしかに、法律では、された人が心身の苦痛を感じているものが「いじめ」だと決めているので、言葉の上では、「いじめではない」ということになりそうです。

しかし、文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」では、された人が苦痛を感じていない場合でも、いじめだと思われるようなことがあれば、学校等は適切に対応するように求めています。

本人が苦痛を感じているかわからなくても、いじめかもしれないと思うようなことを見かけた場合には、先生や相談窓口等に相談して下さい。

Q. いじめは大人にもありますか？

大人同士のいじめは「ハラスメント」と呼ばれることもあります。いじめの内容が犯罪行為に当たる場合には、刑事裁判にかけられ、懲役刑や罰金刑などの刑罰を受けることがあります。

また、犯罪にあたらない場合でも、相手から賠償金や感謝料などを請求されることがあります。

Q. 見ているだけでもいじめになりますか？

いじめを見ているだけの人は、直接何かをしているわけではありませんので、「いじめ」に該当するかどうかは、法律上はっきり決まっているわけではありません。しかし、いじめを研究している森田洋司さんの研究では、「いじめを見ている人は、直接何かをしたわけではないため、「いじめ」そのものとは言えないが、いじめを止める行動をしていないということは、「いじめの存在を許している」ということができる」とも言われています。もし、いじめを目撃したら、周囲と信頼できる大人に相談してください。

Q. いじめとイジリに違いはありますか？

イジリとは、本来は相手を助けたり、その場を盛り上げたり、関係性を改善したりすることが目的とされますが、そのイジリによって、時には相手を傷つける「いじめ」になってしまうことがあります。「いじめ」と「イジリ」、言葉は違っていても、行為を受けた子が心身の苦痛を感じている場合、それはいじめとなります。

Q. いじめの相談窓口は、親に言わなくても相談していいんですか？

相談窓口は、親に言わなくても相談することはできます。学校の先生や家族など、身近にいる大人に相談することが難しい時は、相談窓口に相談してください。

Q. いじめにあったら、先生に、いつ、どういう時に相談すればいいですか？

相談するタイミングに決まりはありませんが、あなたが苦痛を感じた行為が、また起こるかもしれません。本人同士で解決しているのであれば問題ありませんが、なるべく早い段階で相談した方がよいです。

Q. やり返したら、両方とも悪いのですか？何故仕返しをしてはいけないのですか？

相手にやられたからといって、やり返してしまったら、自分も相手と同じことをしたということになってしまいます。くやしいかもしれません、先生や家族など、信頼できる大人に相談するなど、他の解決方法を考えてください。

Q. 何歳になったら、少年院ではなく刑務所に入りますか？

刑務所に入るのは 16歳からと決まっています。

Q. 子どもが大人に、大人が子どもにいじめをすることはありますか？大人からの嫌がらせもいじめですか？

大人が子どもにしたことでも、内容によっては人権侵害になることがあります。指導の内容が適切であれば人権侵害だとは言えませんが、次のような怒り方は子どもの基本的人権を侵害するものです。

- ・叩く、ぶつ、物を投げるなど、暴力を振るう
- ・人格を否定するようなことを言う（バカ、あほ、そんなこともわからないの、など）
- ・1つのことで、とても長い時間怒ったり、何度も怒ったりする
- ・大声で怒鳴る、大きな声を出す、物を叩く、縛りつける

もし、このような怒り方をされたときや、おかしいと思う事があるときは、ほかの大人（家族、校長先生や教頭先生、保健室の先生など）か、電話相談窓口に相談してください。

相談窓口	電話番号	相談できる時間
流山小中学生専用なやみホットライン	04-7150-8055	13:00~21:00 年中無休
子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	24時間 年中無休
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間 年中無休

Q. 友達が困っている時、困っていることを自分が伝える場合、困っている友達の名前は伝えますか？

電話相談窓口では、電話をかけたあなたの名前を伝える必要はありませんが、困っている友達の名前を伝えることで、すぐに解決に向けて動くことができます。友達が困っていると感じたら、ぜひ困っている友達の名前まで伝えてください。

Q. 中学生や高校生はいじめをしててもよいのでしょうか？

いじめ防止対策推進法第4条で「児童等はいじめをしてはならない。」とされています。この「児童等」とは、小学生、中学生、高校生を表しています。そのため、中学生や高校生でも、いじめはしてはならないと法律に定められています。

「〇〇はいじめですか？」という質問をたくさんいただきました。法律では、他の子どもにされたことで、心や体に苦痛を感じているものは、すべて「いじめ」になります。もし困っていることや、悩んでいることがあれば、家族や学校の先生などの信頼できる大人や、相談窓口に相談してください。